

(5) 届出書の記載例

① 届出人が個人で森林の土地を売買で取得した場合

所定の様式に必要事項
を全て記載。

森林の土地が所在す
る市の長に提出。

○○市長 殿

森林の土地の所有者届出書

平成 24 年 12 月 1 日

所有者となった年月
日の 90 日以内である
必要。

森林の土地の引き渡
しの日を記載。

住 所 ○○市△△町 1 - 2 - 3

届出人 氏名 材木 和男 印
電話番号 ×××-×××-×××

氏名が自署されてい
ない場合は押印。

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

所有権の移 転に関する 事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕				
	● ● 市 □ □ 町 5 - 6 - 7		杉林 太				
	所有者となつた年月日		所有権の移転の原因				
	平成 24 年 9 月 15 日		売買				
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (ha)	持分割合	
		市町村	大字	字			地番
	1	○○市	▽▽	-	1111	0.1020	
	2	○○市	▽▽	-	1112	0.2111	
	3	○○市	▽▽	-	1120	0.0322	
	4	○○市	▽▽	-	1122	0.4050	
計					0.7503		
備 考	用途は資産として保有、境界は地籍調査済						

注意事項

- 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載し、第 5 位を四捨五入すること。
- 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 規則第 5 条の 2 第 2 項に規定する次の書類を添付すること。

- 当該土地の位置を示す地図
- 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

② 届出人が個人で共有林の持分を売買で取得した場合

所定の様式に必要事項を全て記載。	森林の土地の所有者届出書			所有者となった年月日の90日以内である必要。			
森林の土地が所在する町の長に提出。				平成24年11月10日			
○○町長 殿							
住 所 ○○町大字△△123							
届出人 氏名 林野 次郎 印 電話番号 ××××-××-×××							
↑ 氏名が自署されていない場合は押印。							
次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。							
所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕				
	○○町大字□□567		森 花子				
	所有者となった年月日		所有権の移転の原因				
	平成24年8月22日		売買				
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積(ha)	持分割合	
		市町村	大字	字			地番
	1	○○町	▲▲	—	111	0.9000	1/2
計					0.9000		
備 考 用途は林業、境界は承知している							

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。

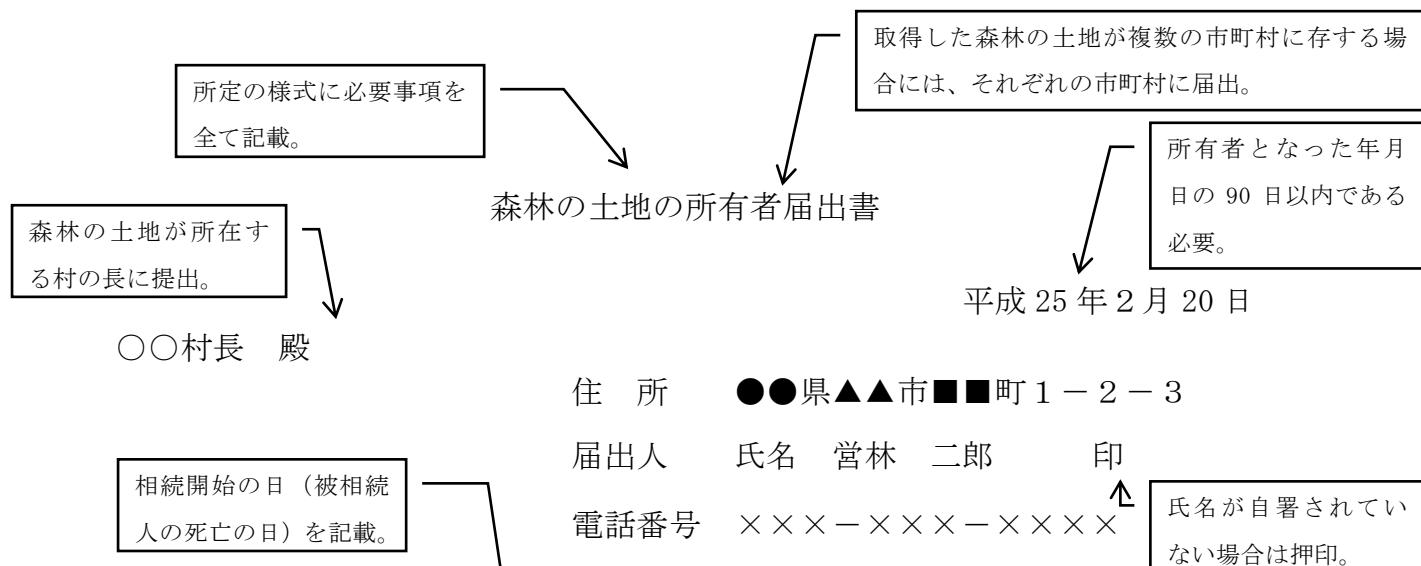
- (1) 当該土地の位置を示す地図
- (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

③ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が未了の場合（1）

（法定相続人が別々に届出を提出）

※ 遺産分割協議が未了の場合、相続財産は法定相続人の共有物となります。

※ 下記は、法定相続人が子3名でそのうちの1名が届出を行う場合の例。



次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名	
	○○村大字△△12		営林 森男	
	所有者となった年月日		所有権の移転の原因	
	平成24年11月23日		相続	
土地に関する事項	番号	土地の所在場所		面積(ha)
	市町村	大字	字	地番
	1	○○村	△△	—
	2	○○村	△△	—
	3	○○村	△△	—
	計			7.7285
備 考	用途は未定、境界は分からぬ（共有者営林一郎は承知）			

注意事項

- 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

法定相続分の持分割合を記載。

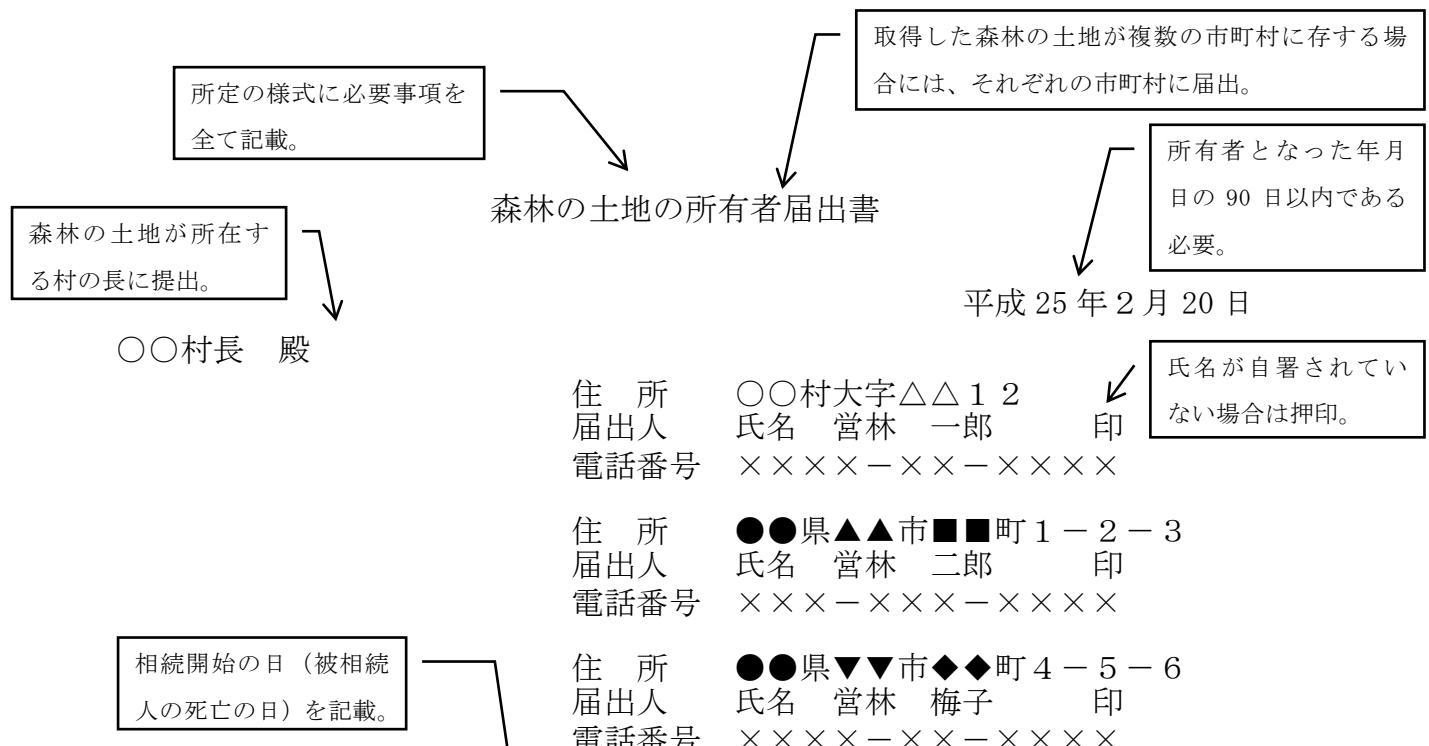
他の相続人との共有となる相続した森林の村内の全てを記載。

④ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が未了の場合（2）

（法定相続人が共同して届出を提出）

※ 遺産分割協議が未了の場合、相続財産は法定相続人の共有物となります。

※ 下記は、法定相続人が子3名で全員で共同して届出を行う場合の例。



次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名	
	○○村大字△△12		営林 森男	
	所有者となつた年月日		所有権の移転の原因	
	平成24年1月23日		相続	
土地に関する事項	番号	土地の所在場所		
		市町村	大字	字 地番
	1	○○村	△△	- 2012
	2	○○村	△△	- 2013
	3	○○村	△△	- 2014
	計			7.7285
備 考	用途は未定、営林一郎は境界を承知している 持分割合は、営林一郎、二郎、梅子それぞれ1/3			

相続した森林の村内の全てを記載。

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

⑤ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が終了した場合（1）
 （相続後 90 日以内に遺産分割協議が終了）

※ 相続後 90 日以内に下記の内容の届出書を提出すれば、③又は④の届出書は不要となります。

所定の様式に必要事項を全て記載。	森林の土地の所有者届出書	取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合には、それぞれの市町村に届出。
森林の土地が所在する村の長に提出。		所有者となった年月日の 90 日以内である必要。
○○村長 殿		平成 25 年 2 月 20 日
相続開始の日（被相続人の死亡の日）を記載。	住 所 ○○村大字△△ 1 2 届出人 氏名 営林 一郎 電話番号 ××××-××-×××	印 氏名が自署されていない場合は押印。

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕			
	○○村大字△△ 1 2		営林 森男			
	所有者となつた年月日		所有権の移転の原因			
	平成 24 年 11 月 23 日		相続			
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (ha)	持分割合
	市町村	大字	字	地番		
	1	○○村	△△	—	2.5250	
	2	○○村	△△	—	1.8695	
	3	○○村	△△	—	3.3340	
					計 7.7285	
備 考	用途は林業、境界は承知している					

注意事項

- 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載し、第 5 位を四捨五入すること。
- 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 規則第 5 条の 2 第 2 項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

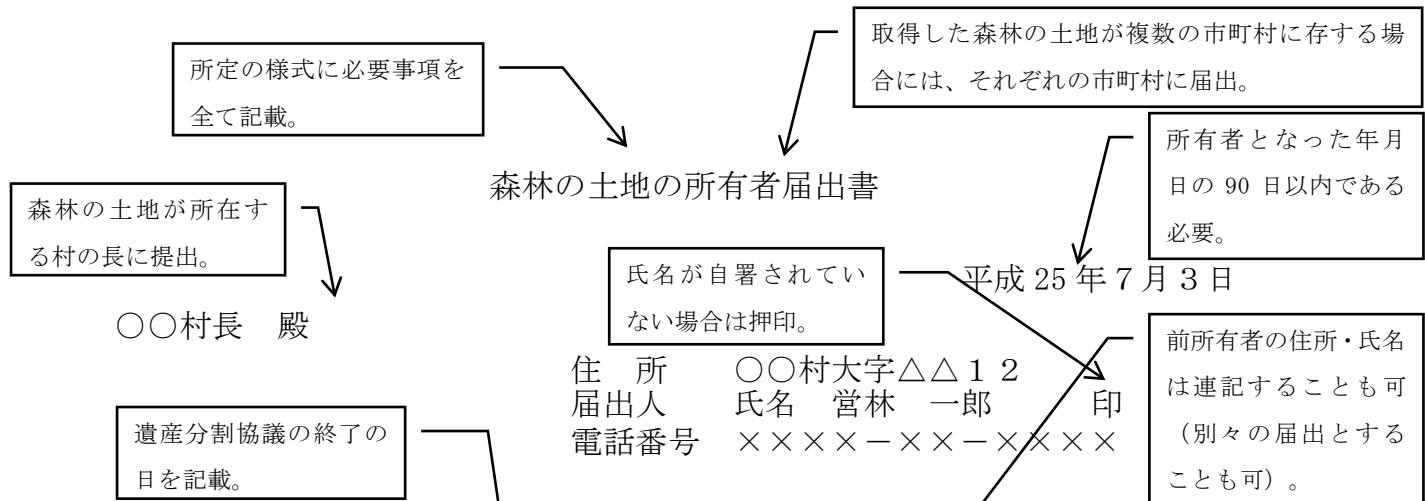
相続した森林の村内の全てを記載。

⑥ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が終了した場合（2）

（相続後 90 日を過ぎて遺産分割協議が終了）

※ ③又は④の届出に加えて、下記の内容の届出が必要となります。

※ 下記は、法定相続人が子 3 名で 1/3 ずつの持分を持ち、ある子が分割協議により取得した他の 2 名の持分の合計 2/3 について届出を行う場合の例。



次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕			
	●●県▲▲市■■町 1-2-3		営林 二郎			
●●県▼▼市◆◆町 4-5-6		営林 梅子				
所有者となつた年月日		所有権の移転の原因				
平成 25 年 4 月 11 日		相続（遺産分割協議）				
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字		
	1	○○村	△△	一	2.5250	2/3
	2	○○村	△△	一	1.8695	2/3
	3	○○村	△△	一	3.3340	2/3
計				7.7285		
備考	用途は林業、境界は承知、それぞれの土地につき 1/3 の持分を保有					

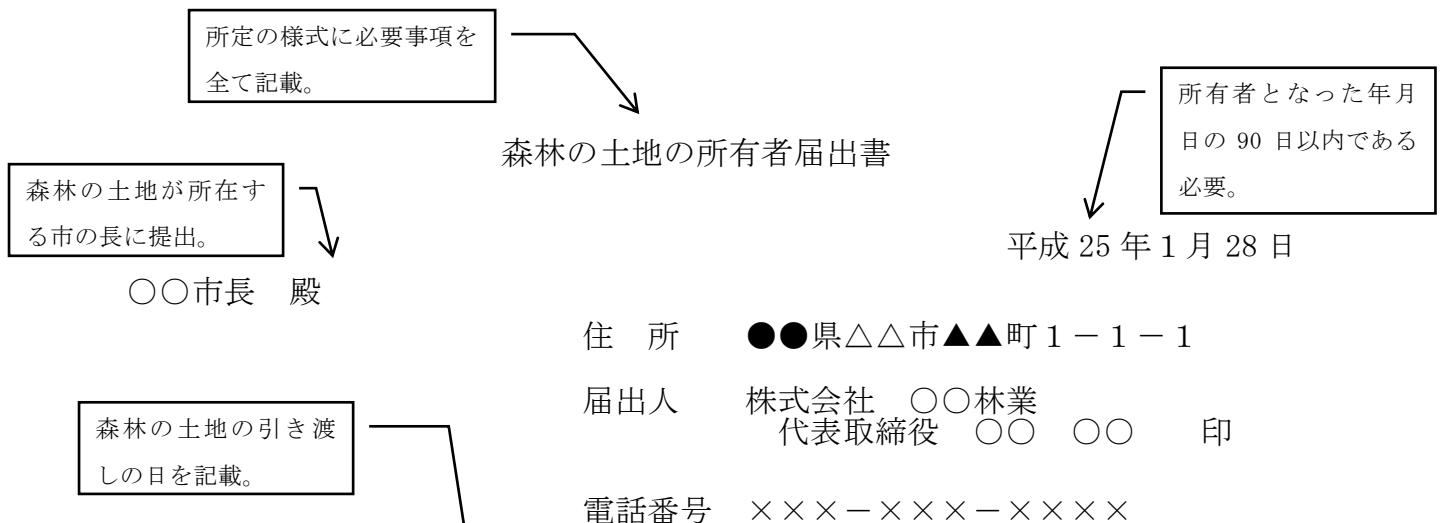
注意事項

- 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載し、第 5 位を四捨五入すること。
- 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 規則第 5 条の 2 第 2 項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

原因欄は「相続（遺産分割協議）」と記載。

相続した共有状態の森林の村内の全てを記載。

⑦ 届出人が法人で他の法人との合併により所有権を取得した場合



次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
	○○市□□町2-1-1		株式会社 ●●林業 代表取締役 ●● ●●	
	所有者と△△った年月日		所有権の移転の原因	
	平成24年11月8日		法人の合併	
土地に関する事項	番号	土地の所在場所		面積 (ha)
		市町村	大字	字
	1	○○市	▽▽	-
	2	○○市	▽▽	-
	3	○○市	▽▽	903
	4	○○市	▽▽	904
	計			8.5239
	備考 用途は林業、境界は測量済			

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面